

# いじめから子どもを守る学校・保護者間連携 ～被害者の心情に寄り添うための実践的考察～

水上 栄一

九州女子短期大学子ども健康学科 福岡県北九州市八幡西区自由ヶ丘1-1 (〒807-8586)

(2023年11月6日受付、2024年1月23日受理)

## 要 旨

いじめは子どもの人権を著しく侵害し、その人生にも大きな影を落とす重大な問題である。いじめ問題の現状分析や、いじめ解消のために学校が組織として対処する方法については多くの研究成果が報告されている。しかし、一方でいじめ被害者の子どもにとって最も身近な存在である保護者がどのようにいじめに対応したらよいかを示した書籍や資料では、学校の隠蔽体質や責任逃れを糾弾し、学校との連携よりも警察や弁護士への相談を推奨し、学校との協力をことさら妨げようとするもの<sup>1</sup>も目立つ。そのため学校はいじめ問題に対処する以前に、学校との協力という視点を軽視しがちな保護者への対応に疲弊してしまうケースも増えている。これが、いじめ解消を逆に阻害する要因の一つともなっているといえる。真に子どもをいじめから救うためには、保護者はいたずらに学校を攻撃するのではなく、また学校はいじめ被害者とその家族の心情に寄り添いながら被害者が何を望んでいるのかを把握した上で互いに協力していじめの事実に応じた適切な対処を講じていくことが重要である。本論考はいじめ問題に直面したとき、いじめを根本から解消するという立場ではなく、直接被害を受けている本人と悩み苦しんでいる被害者家族を守るために学校としていかに対処すべきかについて考察したものである。そして、保護者に学校との連携の重要性を理解してもらうための方途、連携していじめから子どもを守るための方途について具体案を提言していく。

## 1 実践研究の背景

いじめについて研究を行う場合大きく二つの側面がある。一つは、いじめという現象の意味やその発生メカニズムについて分析すること、そしてもう一つは、いじめから被害者を守る方法についての実践的研究である。本論考は、あくまでいじめという事態に直面したとき、学校は苦しんでいる被害者本人とその家族を守るという視点から、どのように考え対応していくべきか、特にいじめから被害者を守るための保護者との連携について述べたものである。その端緒として、まずいじめとは何か、全国的な現状はどうなっているのかという点から論を進めていくことにしたい。

いじめについて論ずる際に、学級集団の中で行われる行為がいじめであるかないかを誰が判断するのか、喧嘩や悪口との線引きを行う境界はどこにあるのか、など明らかにしておかなければならない事柄は多い。一般的な主張に、いじめは犯罪であるのだから、「学校に任せていても埒があかない。いじめられたらすぐに弁護士や警察にまかせよ。」という意見を見ることがある。確かに、ニュースで取り上げられるような極端ないじめ事例をみると犯罪そのものであることは疑いの余地はない。しかし、ニュースで取り上げられるような極端な事例のみをみて「いじめとはこれほど酷いことなのに学校は何をやっているんだ。」と発想することは、いじめという現象の一側面しか見えていない狭量な考え方という他ない。

実際には、文部科学省がいじめの定義を示している。しかし、過去に大きく三回の改訂がなされていることから見ても、いじめとは何かについての考え方が大きく揺らいでいることが見て取れる。

### (1) いじめの定義の変遷

いじめとはなにかについて、文部科学省が示す定義の変化は次に示す通りである。

最初にいじめについての明確な定義が示されたのは昭和61年「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」であった。そこには

「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。」<sup>2</sup>

とある。つまり、「一方的」「継続的」なもので、いじめられる側が「深刻な苦痛」を感じるものであり、かつその存在が「確認されている」ものでなければならなかったのである。特に「学校が事実を確認しない限りはいじめだとは判断されない」という定義は、いじめが表面化しにくく、いじめられている児童生徒の訴えが取り上げられないという事態も生み出していたと考えられる。

この定義に改正が加えられたのは平成6年で「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものとする。なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこと。」<sup>3</sup>と新たな定義がなされた。「学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの」が削除され、「個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこと」が追加された。このことによって、いじめ被害者の立場からいじめを見るという定義が確立された。しかし、「一方的」「継続的」「深刻な苦痛」という表現は残されたままであり、そうした要素を判断するのはやはり、学校であるため、いじめ被害者に十分に寄り添ったものであるとは言い難い部分が多く残されていた。

いじめの定義が大きく変化した年が平成18年であった。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」<sup>4</sup>とする定義は、細かな判断基準を一切排して、いじめられている本人が「いじめられている」と感じるものはすべていじめとみなすと定義づけられたのである。

このように、いじめの定義の変化が生じた理由は明白である。それは新聞記事をにぎわすほどの衝撃的なまさに犯罪とみなすべき、いじめ自殺事件が発生したからである。資料で挙げた図1のグラフに見るように昭和60年に「このままでは生き地獄」の言葉を残して東京都で中学生が自殺した事件の翌年昭和61年にはじめていじめとはなにかの定義づけがなされた。そして、平成6年に愛知県でいじめを苦にして中学生が自殺した事件のすぐ後に、平成6年の改訂がなされている。そして、平成18年には、教師の不適切な言動も関連したいじめ自殺事件が福岡県で発生し、平成18年いじめ定義の大幅改訂につながっていったのである。

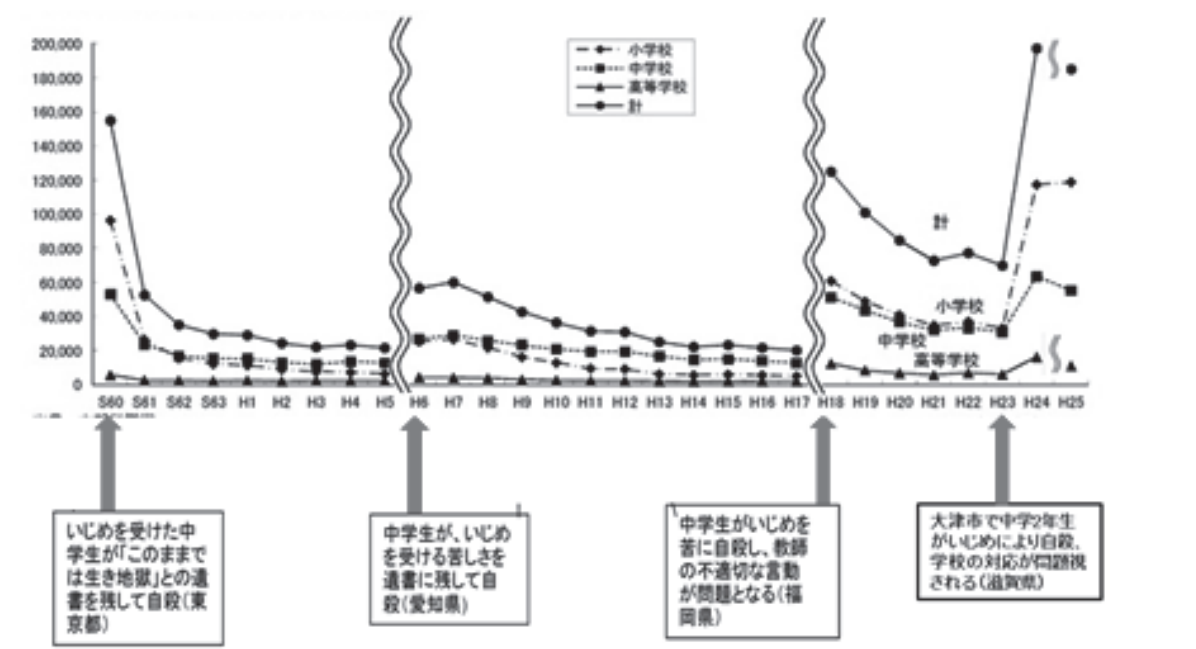


図1 いじめの認知（発生）件数の推移と大きないじめ事件の関係<sup>5</sup>

グラフから見て分かる通り、いじめ問題が社会を賑わした翌年、急激に跳ね上がり、徐々に低いラインで安定し、また大きないじめ事件が生じた時に跳ね上がる、を繰り返している。これは、なにももっていじめとするか判断する基準が変わり、しかも判断が主観的になるため、このように流動的になることは当然であ

ると言えよう。

特に平成23年度は7万231件だったいじめの報告件数が、翌年平成24年度には19万8千109件と3倍近くに激増しているのは、平成24年に滋賀県大津市で発生したいじめ自殺事件が大きく影響したものであると考えられる。

そして、平成25年度に、「いじめ」は「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」<sup>6</sup>とさらなる改訂が加えられた。大きな定義に変化はないものの、インターネットを通じた誹謗中傷を含む事例もいじめの範疇に入ることを明記したことは、現在のいじめ問題の特質に応じた改訂であったといえる。最終的ないじめ定義がなされた平成25年以降、全国的なニュースでとりあげられるような事件性のあるいじめ事例は公にされていないが、学校現場はこの改訂をどのように捉え、どのように活かそうとしているのかを明らかにすることは今後、いじめの定義を生かして、その発生を防止する上からも意義深いと考える。

## (2) いじめ発生の現状

いじめ事例の報告件数は、平成25年以降も増え続け、令和元年度には61万2千496件という過去最高の数値を残すに至った。

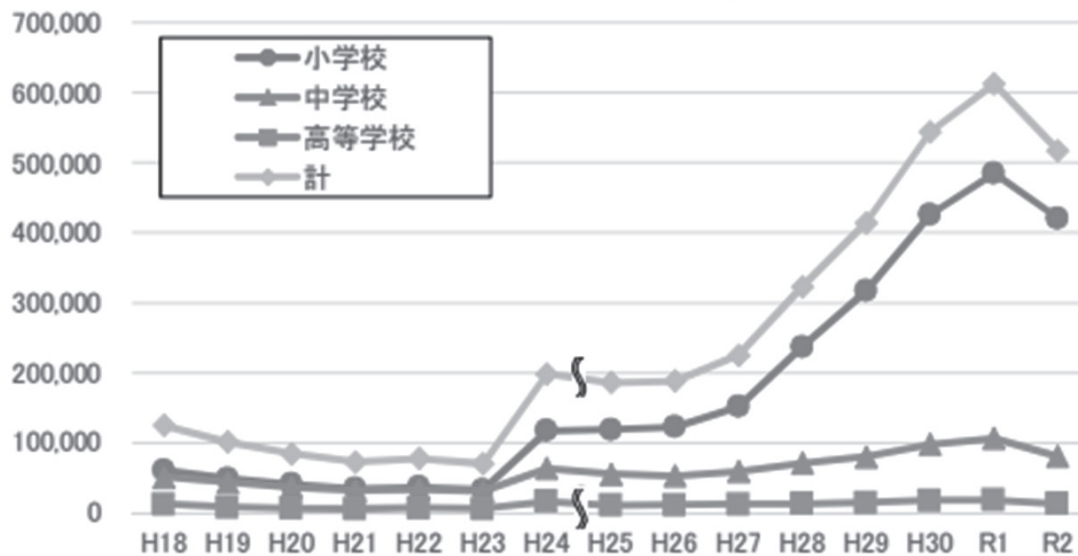


図2 いじめの認知件数経年変化平成24年度以降<sup>7</sup>

ここで、いじめの認知件数が最も多かった令和元年の数値を基に考えると、61万件以上のいじめ認知件数のうち重大事例が517件である。61万2千件のいじめは重大事件に準ずるような深刻ないじめも、悪口や喧嘩の範囲と考えても良い事例も自己申告によっていじめとしてカウントされていることになる。

被害者側の気持ちこそ大切にするというスタンスは正しく、学校がいじめと考えるか否かの基準が明確になり、迷わずにいじめと判断することができるようになった。そのため、いじめの発生件数が増加の一途を辿っているのは定義改訂により、いじめられていると子どもが訴えてきた件数全てがいじめとしてカウントされているからであり、またそれだけ学校がいじめの発生に注意深くなくて、いじめを見逃す割合が少なくなったからであるという肯定的な見方ができる。しかし、その一方でいじめとして学校が対応しなければならない事例が急激に増加したという問題も含んでいる。これは、単に処理すべき数が増えるばかりでなく、悪口や喧嘩のような事例もいじめと判断される中に重大な案件が埋もれてしまうという問題を抱えていることを示している。

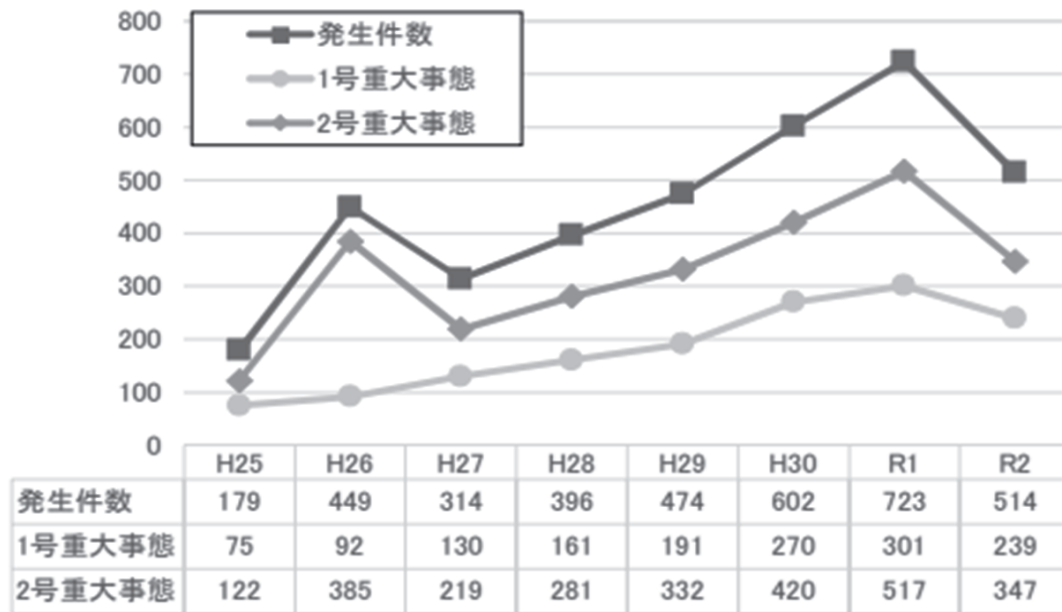


図3 いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数<sup>8</sup>

さらに、図3の重大事件の発生件数をみると、これもやはり増加傾向にあり、定義が変わったことにより、悪口や些細な喧嘩もいじめとしてカウントされるようになったから、などという楽観的な見方が当てはまらないという厳しい現状が明らかになってくるのである。

## 2 いじめ被害者の心情

いじめが発生した場合、被害者を一刻も早く守るためにはなによりも被害者が本当は学校に何を望んでいるのかを明らかにして、被害者の心情に寄り添った対応を直ちに実行していくことが重要である。岸田の著書によると、2万人の親子・教師を対象とした調査結果では半数が担任の先生が対応していじめはなくなったと回答<sup>9</sup>しており、学校の対応がいじめ解消に対して決して無力ではないことを示している。学校の対応によっていじめを解消した事例で被害者は「全力で守ってくれた、ずっと先生が見守ってくれていた～いじめを注意したあとも、ずっと先生が気をつけて見てくれて安心した」<sup>10</sup>「休んでいいよ、逃げていいんだよという言葉で救われた」<sup>11</sup>などの自由記述を残している。

しかし、逆の立場から見れば残りの半数は学校に相談することをためらっており、相談しても効果が無いと諦めていることが分かる。2013年に実施された、中山による調査はいじめから一定の時間を経たいじめ経験のある学生を対象として当時の心情を調べたものであり、被害者側の心情をそこに見ることができる。なぜあえて相談することをしなかったかという理由については以下のような理由が述べられている<sup>12</sup>。

- ① 相談して親や家族に心配をかけたくないと思った (66.0%)
- ② 親や教師に相談するのは恥ずかしいと思った (25.5%)
- ③ 親に問題解決能力があるとは思えなかった (10.6%)
- ④ 相談相手(親・教師・その他)が親身に対応してくれるとは思えなかった (8.5%)
- ⑤ 相談したことが加害者にわかったら、返しされると思った (6.4%)
- ⑥ 適切な相談機関の存在を知らなかった (6.4%)

また、いじめ被害者の実体験による自由記述では

A 父母に相談して学校に言ってくれたけど、逆に悪くなりそうだったので、何もしないでと親に頼んだ。

B 話し合いの場を作られたが、いじめる側に先生が言いくるめられて自分がしかられ、その後いじめがひどくなった。

などが挙げられており、Aは両親に相談後、両親が学校へ対策を依頼したケース、Bは子ども本人が教師

に相談したケースである。いずれも、学校のいじめに対する認識の甘さ、初期対応技術の未熟さが、失敗を招いたケースであり、このような対応が、被害者に「相談しても無駄」という無力感を味わわせることになることは明白である。

倉成の調査においても、相談しようとしなない被害者の心情は、①親に心配をかける ②プライドが傷つく ③相談がバレるとさらにひどい目に合う ④どうせ取り合ってくれない解決できない に分類<sup>13</sup>されており、中山の調査と同様に学校への不信感が露わにされている。事実、深刻ないじめが発生する学級では、いじめを発生させるようなマイナスの風土が形成されてしまっているケースが多く、すでに教師と被害者の信頼関係が失われてしまっていることに大きな要因があると考えられる。安易に「弱い者いじめするな」などと教師は注意しがちであるが、<いじめられる＝弱い者>の構図を認めることは、自分が弱者であることを認めることであり、それは男女を問わず認めがたいことであろう。そのため調査をかけても本人が「いじめられていない」と回答する可能性が高いことは容易に想像できる。

中山の調査によると、いじめ被害者のあるがままの心情として、「自分で解決したかったから」「自己解決したかったので」「自分の問題は自分で終わらせたかった」「自分で負けたくなく、なんとかしてやろうと思った」など、前向きに解決したいという記述が目立つ<sup>14</sup>。

森田らの実施した、被害者が誰にいじめを止めてほしいと思ったかという調査結果では、友だちに止めてほしいが半数以上を占め、担任に止めてほしいが約3割、保護者にいじめ解決を期待する声は1割ほどであった。これらの結果から分かる通り、被害者は自らの自尊感情を維持しようと懸命であり、いじめを受け入れたり、自分だけで解決しようとしたりして益々自尊感情を失っていくという悪循環に陥っていることが分かる。被害者生徒が記述した言葉の中に「『休んでもいい』では不十分『行くな』とってほしい」<sup>15</sup>というものがあるが、この気持ちこそから子どもを守るべき学校や保護者が、判断力を失っているいじめ被害者に自己解決を委ねることの過酷さを示しており、被害者救済には「こうすべし」という強い指導が必要であるといつてよいだろう。

### 3 被害者の心情を把握するための方途

これらの文献に見るいじめ被害者の心情はあくまで、いじめという現実の問題から一定期間を経て被害者が自らの思いを振り返った結果である。そのため、単に聞き取りをただけで被害者が本心を話してくれる可能性は大変低いといえる。場合によっては加害者と口裏を合わせて「遊んでいるだけ」「自分はいじめられキャラだから」のようにいじめの事実そのものを隠そうとしてしまう傾向が強い。このようにいじめの事実を被害者がことさらに相談しようとしなない、あるいは知られないようにするという理由には、前章で述べたように被害者自身の自尊感情をなんとかして保ちたいという必死の思いが込められていると考えることができる。被害者の心情に寄り添った対応をするためにも、まず被害者の心情をありのままに捉えることが重要になってくる。そのための具体的方途について、これから考察を試みることにしたい。

#### (1) いじめの実態把握

まず、学校でどのような状況にあるのかを正確に把握するための情報収集である。学校や家庭に子どもの訴えを受容できるような環境が整っており、子どもに自らの体験を言語化する能力とその意思が育っていれば、子どもも進んで相談してくるはずであり、会話によっていじめの実態を把握することは容易であろう。しかし、そのような環境が十分に整っておらず、いじめ事象が発生し、またこれまで第2章で述べたような理由で被害者が相談しようとしなない場合、どのように対処すればよいかを明らかにしておく必要がある。

まず、文部科学省をはじめ各都道府県や学校では独自に、いじめを発見するための視点を示したチェックシートを開発し、活用している。下の図4と図5<sup>16</sup>は福岡県の「いじめ発見チェックリスト」の一部である。このように、たとえ、子どもが話してくれることが困難な場合でもいじめの兆候を知るための情報収集の方法は、保護者向け、教師向けが、しっかりと準備されている。

## いじめ早期発見のためのチェックリスト【教師用】

時系列	項目	児童生徒を観るポイント
(1) 登校から朝の会	1	遅刻・欠席・早退などが増えた。
	2	朝の健康観察の返事に元気がない。
(2) 教科等の時間	3	教室に入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。
	4	学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。
	5	授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。
	6	グループにするとときに、机を離されたり避けられたりする。
(3) 休み時間	7	休み時間に一人で過ごすことが増えた。
	8	遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を遣う。
	9	遊び仲間が変わった。
(4) 昼食時間	10	給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。
(5) 清掃時間	11	重い物や汚れたものを持たされることが多い。
	12	清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている。
(6) 帰りの会から下校	13	責任を押しつけられたり遠及されたりすることが多い。
	14	帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとする。
(7) 部活動やクラブ	15	練習の準備や後片付けを一人でしていることが多い。
	16	急に部活動をやめたいとかクラブを変えたいと言いつつ。

図4 いじめ発見リスト教師用

11 最近のお子さんの様子の变化で、下記の項目に該当するものがあれば、空欄に○を記入してください。

1	理由のはっきりしない衣服の汚れや破れが見られることがある。	
2	理由のはっきりしないあざやけが（殴られた跡）がある。	
3	持ち物（学用品や所持品）がなくなったり、壊されたりしている。	
4	家族との会話が減ったり、学校の話目を意図的に避けたりする。	
5	ささいなことでも怒ったり、家族に八つ当たりしたりすることが多くなった。	
6	登校時間になると、体調不良を訴えることがよくある。	
7	家庭から金品を持ち出したり、必要以上に金品を要求したりする。	
8	友達や学級の不平・不満を口にするが多くなった。	
9	これまで仲のよかった友達との交流が極端に減った。	
10	友達からの電話に出たがらなかつたり、遊びの誘いを断つたりする。	

2 下記の項目を子どもさんに直接たずねて、回答を記入してください。

1	あなたのクラスに、仲間はずれにされている人はいませんか？	いる	いない
---	------------------------------	----	-----

図5 いじめ発見リスト家庭用

いじめ発見において、学校は常にこのリストを活用しながら子どもの様子を注意深く観察することを心がけておかなければならない。そして、気になることがあればいち早く保護者に連絡を取り学校としての対処法を保護者に示さなければならない。保護者の方が先にいじめに気づき学校に相談した場合、いじめから子どもを守るために最も重要な学校と保護者の連携が、いじめに気づけなかった学校への不信感の払拭から始まることになってしまうからである。

## (2) いじめ事実の聞き取り

こうした、発見リストによりいじめの疑いがあると思われた段階で、被害者と推定される子どもへの聞き取りを行うことになるが、その際最も配慮すべきことがいじめられている実態について子どもが素直に話してくれる環境を整えることである。

これまで述べたように自尊感情を保ち、大好きな保護者を悲しませたくないという気持ちと、正直にいじめられていることを相談しても、解決につながらないという気持ちを抱えている場合には、子どもは相談しようとはせずに自分で抱え込んでしまう。子どもといじめに関して話すときは、そうした子どもの心理に沿うように配慮しなければならない。子どもは問題を解決してくれると信頼している大人には相談することができる。そこで、子どもといじめについて率直に話をするための話し方聞き方をいくつか挙げてみよう。

まず、教師と保護者両方に当てはまることは、子どもが相談してきたり、いじめを話題にしたりするときは、穏やかかつ真剣な表情で、冷静に受け止める（ふりをする）ことである。保護者は大切なわが子がそのように辛い目にあっているショックから、教師はそれまでいじめに気付かなかった自らへの反省と早急に問題を解決したいという焦りから「何をされた」「どうしてそんなことになった」「なぜ今までだまっていた」などの問いかけをしがちである。相談を受けた側は、そのようなうろたえる態度は決して見せず、ゆっくり話を聴いてあげることを心がけなければならない。もちろん、真剣かつ心配していることを表情で示すことは重要である。

保護者にありがちな「考え過ぎだよ」「気にし過ぎだよ」「無視しておきなさい」「かかわるんじゃない」「ほっておきなさい」「その程度でなに言ってる、自分なんでもっとひどかった」「やられたら、やりかえせ」など、気持ちの持ち方をアドバイスする方法は効果がないどころか子どもを追い詰めることになってしまう。また逆に、加害者への怒りを極端に示してうろたえたり、怒り狂ったりする姿をみせることも被害者の心情に沿ったものとは言えず、被害者に相談したことを後悔させる要因となってしまう。

また、加害者への指導を優先してしまう教師にありがちな「だれとだれがいじめた」「どんなことをされた」など詳細を聞き出そうとする質問に答えることは、いじめ被害者にとってこれもまた非常に辛いことであると認識しておく必要がある。特に、いじめ加害者をすぐに呼びつけて事の次第を正そうとする姿勢を被害者に見せることは被害者の意思とは逆になる場合が多く、正しい対応とは言えない。まずは安心して被害者が

話せる雰囲気と傾聴する姿勢を示しながら被害者自らがいじめの詳細を述べようとするまで根気強く寄り添うことがなにより肝心である。

平成18年以前のいじめ定義ならば、被害者からの訴えがあってもはたしてそこにいじめが存在したのかについて、他の子どもたちや関係者への調査を通して「一方的、継続的、深刻な苦痛」に該当するものであったかを検証する作業が必要であった。このことが、いじめを認定するまでの多くの時間を要するだけでなく、すぐに対応しない学校への保護者の不信感を助長してしまう結果を招いてしまっていた。しかし、平成18年のいじめ定義から、被害者がいじめと訴えてきたものは、全ていじめとして認定することとなり、関係者からの事実確認をすることなく被害者の訴えを全面的に受け入れることができる土壌が整ったのである。

#### 4 いじめ被害者の心情に寄り添った対応

##### (1) 学校・保護者間連携による対策

学校としては子どもたちが安心して毎日笑顔で過ごせる場としての学校環境を整えることが最大の目的である。しかし、本論考では学校全体としてのいじめ解決以前の、被害者をいかに苦痛から解放するかという点にのみ焦点を絞って考察してみたい。

学級を立て直したり、加害者を立ち直らせたりする指導は次の課題として保留し、まず被害者の苦痛を解消するという側面にのみ焦点を当てることで、保護者だけでなく学校も保護者と同様に徹底して被害者の心に寄り添うことが可能になる。

被害者をいかに苦痛から解放するかについては、主体である被害者がどのような対応をしてほしいかという思いを尊重してその通りに動くことが問題解決の近道となる。また、そうした希望を子どもがはっきりと示すことができない場合は学校と保護者が、ある程度選択肢を示してあげることも可能であろう。

子どもの希望に応じる対応のパターンを、軽度から重度にわたって5つの段階として考えてみた。

- ① 被害者から、今後学校がどのように動いてほしいかという希望を聞き、学校は被害者の希望に応じた対応を取る。このとき、加害者を厳しく罰してほしい、加害者に謝罪してほしいなどの要求が出た場合は、十分な証拠固めと聞き取り、さらに加害者への指導が必要となるため、多くの時間が必要であることを被害者に説明し、納得させた後で、さらに被害者を守る対策を講じておかなければならない。この際、学校での出来事を学校と保護者が共有するための連絡用紙を使用して学校であったことを全て報告してくれることを約束しておくことが効果的である。
- ② 被害者の心情について調査した第2章の結果に見るように、被害者は加害者を罰してもらいよりも、自分を守ってほしい、側にいて守ってほしいという思いが強い。特に時間的には教師が職員室に入る休み時間と放課後、場所的にはいじめが発生し易いトイレや校舎の陰など、被害者から決して目を離さないという姿を教師が見せることが効果的である。この見守りの役は教師の働き方改革が強調される現在、決して担任一人が負うべきものではなく、学校がチームとして一丸となり、シフトを組むなどして教職員全員で対応すべき事項である。また、その間にも、学級全体や加害者に対する丁寧な指導を行っていくべきことはいうまでもない。
- ③ しばらく登校を止める。これは必ず学校と保護者間で十分な打ち合わせをした上で行い。再び登校するまで学校はどのような手順でいじめ解消を目指すか、家庭で学習している間にどのような学力保障を行うかという計画を明確にさせておかなければならない。
- ④ 転校させる。これは、いじめ問題解決に最も効果的な手段である。転校の手続きは学校と本人、保護者で打ち合わせの上で行い、教育委員会にも連絡が必要ではある。しかし、いじめが原因であれば転居しなくても転校は可能である。
- ⑤ 警察や弁護士力を借りる。基本的に転校により個人のいじめは解消されると思われる。しかし、いじめの内容が犯罪に相当するものであったり、地域にまだいじめの兆候が残っていたりする場合はこの方法も最後の手段として残されている。この際、学校が率直に校内だけの対応では不十分であることを認めることが重要である。子どもを守るという最も大切なことが被害者やその保護者と共有できていれば、学校内の問題は学校だけで解決すると、全てを請け負うのではなく、学校の機能の限界や問題点も

率直に保護者に伝え学外に協力を仰ぐこの方法も最後の手段として残されている。

## (2) いじめ解消の到達点

いじめが解消したと判断する根拠は、被害者自身による認識を確認する他はない。そのためにも、被害者の心情を日々確認するための方法を確立しておかなければならない。

その方法として筆者が考案し実際に学校で使用していた学校と家庭の連携の要となる連絡用紙について説明しておきたい。

月 日 曜日

### 1 今日の学校は楽しかったですか(あてはまるものに○をつけましょう)

- )とても楽しかった                       )まあまあ楽しかった  
 )あまり楽しくなかった                       )ぜんぜん楽しくなかった

### 2 今日の学校であてはまることがあれば○をつけましょう。

- )勉強がよく分かった                       )勉強がよく分からなかった  
 )楽しく遊べた                                   )いっしょうけんめい活動できた  
 )先生からほめられた                       )友だちとなかよくできた  
 )悪口をいわれて悲しかった               )友だちから乱暴された  
 )友だちからいやなことをされた       )友だちとけんかした

### 3 2番で○をつけたことをできればくわしく教えて下さい

※ なければ書かなくていいです。書くチャンスがなければ、あした教えて下さい

### 4 おうちの方から(メッセージは必要なときだけでけっこうです)

サイン

### 5 教師から

図6 個人用学校生活記録用紙<sup>17</sup>

これは、いじめが発生していることを確認した後、現状を正確に把握するためのもので、学校から保護者に活用を提案するものである。単純ではあるが、それゆえに気軽に記録することができ、いじめ解決に多くの成果を挙げることができた。

図6にあるサンプルのように、1日を終えた段階でその日の状況について記入し担任に提出、担任はそれを読んですぐに返事を書いて返すというだけのものである。その日の状況を言葉で説明することが苦手な子どもは多いため、初めから選択肢を準備しておきそこに丸をつけるだけにしておく。また、選択肢は悪いことだけでなく「勉強がよく分かった」「楽しく遊べた」など、良かったことや教師の対応の良し悪しについても均等に散りばめその日の子どもの実態を様々な視点から確認することもできる。

そして、この連絡用紙を用いる上で最も重要なことは、帰宅前に担任に見せ、担任はすぐにそのことについて保護者への連絡を書いて必ずその日のうちに子どもに持ち帰らせることである。前述した通り、このシートは本来学校から保護者に提案して、保護者に安心してもらうとともに学校を信頼してもらう目的で活用するが、保護者のみならず学校がこのシートを活用して指導の成果が挙がっているかどうかを判断する指標として活かすこともできる。学校から提案した場合は、保護者からの返事をもらった後で学校が毎日ファイルして記録しておくことになるが、保護者にもコピーを渡して家庭で保管してもらう。「学校が楽しい」の項目に○が付く日が続く、いじめが解消したと判断できるまで続けることが肝心であるが、教師は毎日この記録に目を通して、保護者への連絡を書くという作業を行うため、少し煩雑である。しかし、管理職も含め、



いじめを訴えた子どもがその日どのような思いで1日を学校で過ごしたかを的確に把握することは、学校が自らを振り返るPDCAの一貫として学校教育の在り方を振り返る上でも大いに役立つものであると考える。

### (3) 転校についての考え方

最後に、学校におけるいじめから被害者を守る最終手段としての転校について考察したい。

平成19年3月30日付で文部科学省は「学校教育法施行令第8条に基づく就学に関する事務の適正化等について」により、以下のように通知した。

「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等については、文部科学省としては、単なる事例ではなく、どの市町村においても就学校の変更が認められてよい理由として示したものであること。」<sup>18</sup>

いじめが理由であれば転校が認められることが明らかにされたのである。ここで大切なことは、転校したいという理由がいじめとして認められるか否かという問題であった。

いじめによる転校は転居なしでも認められるとしても、転校を希望する理由がいじめであるかどうか、平成18年度までは①一方的に、②継続的に、③深刻な苦痛、でなければ、いじめとはみなされなかった。しかも、その判断は学校と教育委員会が下していた。そのため、保護者と子供が転校を望んでいても、転居を伴わない限り容易に転校することはできなかったのである。

しかし、平成18年のいじめ定義で事態は大きく動いた。「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」と改訂されたことにより、当人がいじめられていると訴えるだけでそれはいじめとみなされることになったのである。この定義は安易に用いられるべきものではないが、いじめ解決の有効手段である転校が被害者側の判断に委ねられたことによって、比較的自由にできるようになったことは、いじめ問題解決において大きな変革といつてよい。

学校もこの法規の改正については理解しているため、保護者が転校を申し出た場合は積極的に協力しなければならない。大きな問題は、保護者がこの法律について認識している可能性は少なく、転校が子どもを守る手段として残されていることを学校から提案しなければならない場合が多いということである。これは、学校の立場として容易に受け入れ難いことである。なにより、いじめが発生している状況において、いくら被害者を守るためとはいっても、転校を勧めるということは責任放棄以外のなにものでもない。また、保護者にとってもそのような提案をしてくる学校に対しては不信感を抱かざるを得ないだろう。

したがって、現代では法律が変わり「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」条件さえ整えば転居しなくても転校も可能であることを、いじめが発生しない早い段階で保護者に情報として伝えておくことが肝要である。いじめだけでなく、こうした要件について早期に知らせておくことは学校が保護者と協力してその要望に出来る限り寄り添う姿勢を示すことになり、問題が発生した段階で伝えるのとは逆に、学校への真摯な姿勢に保護者からの信頼を得ることにもつながると考える。

近藤はその著書で「こうした子（自尊感情が低い子）がたとえ転校したとしても、自尊感情は低いままなので、自分をありのままに受け入れられないことには変わりがない。ありのままに居られない子どもが、転校先の学校でうまくやっていけるだろうか、～これは一種の賭けである。」<sup>19</sup>と述べ、転校をいじめから被害者を守る手段として用いることに警鐘を鳴らしている。近藤は、推奨する方法として不登校を挙げ、子どものエネルギーの回復を待つとしているが、この方が危険である。多くの不登校児童生徒が感じているように、学校に行くべき時間に自宅にいるという通常とは異なる状況に自らを追いやることは自尊感情を大きく損なわせる。再び登校に至るまでに多くのエネルギーを費やすことを鑑みても、登校を停止させることは転校以上に多くのリスクを抱えるであろうことが予想される。登校を停止させることも被害者を苦痛から解放する有効な手段ではあるが、その際は子どもの希望に応じる対応のパターンの⑤で述べた通り、再び登校するまでの綿密な計画を立てておく、あるいは転校までの一時退避という意味合いで活用するに止めておくべきであろう。

いじめを理由にする転校が認められた後は速やかに、転校先を探すことになる。学校や、教育委員会は転

校する学校を推薦できない。そのため、ここからは保護者の判断に委ねることになる。保護者が自分たちで転校先を決められるということは、大変手間のかかる仕事であり慎重に取り組む必要がある。しかし、自分たちが通いたいと思える学校を自由に選択できるということは、近藤が指摘したリスクを回避するために大きなメリットがある。

ここからは、保護者へのアドバイスとなるが、転校先を決める際の留意点を3点挙げておく。①知り合いのクチコミや、ネットの情報を活用すること、噂は、かなり有効な情報を含むと考えてよい。②実際に、学校を訪問し校長と話し、校長に事情を説明して、学校を見学させてもらうこと、その際子ども達の挨拶の状況、整理整頓や清掃の行き渡り状況、トイレの様子などで、いじめを生み易いかどうかという学校の状況はおおむね把握できる。

転校を相談する側として、謙虚にお願いする姿勢を保ち、前の学校の悪口を強調しすぎてはならない。学校に批判的でトラブルの多い保護者という印象を与えると、様々な理由をつけて転校を拒否されたり、転校直後から学校に警戒されたりする恐れもある。いじめに悩んだ末の転校であることを転校先の学校に理解してもらえれば、けっしていじめを起さぬよう配慮して適切な担任やクラスに配属させてくれるはずである。その際に転校前の学校は、転校先の学校に子ども状況や性格いじめの実態などについての的確な情報を伝えることも大切な役割となる。校区外の学校に通うことになるのであるから、交通機関を利用して時間がかかっても通いたいと思える学校を選択することが、いじめ被害者を苦痛から解放するため、二度と同じような苦しみを味わわせないためにも重要になってくる。

## 5 全体考察

いじめ問題解消について学校がどう動くべきかについてはさまざまな論考がこれまでもなされてきた。それらは学校全体としていじめを生み出さない学校経営、学級経営の在り方やいじめ解消までの道のりについて考察したもので、これは大局的にいじめを解消するためには必要なものである。しかし、学校としていじめが解消されるに越したことはないが被害者の立場に立つとそれ以上に一刻も早く自分が味わっている苦痛から解放されたいという思いの方が当然強いはずである。そうした、被害者である子どもや家族の思いに寄り添うことが現代のいじめの定義においては可能でありまた重要でもある。学校もその責任において何が何でも学校だけで問題を解決すると責任を背負い込むのではなく、必要に応じて第三者に協力を仰いだり、転校させたりという方法も視野においていじめ被害者に対応すること、言い換えれば学校もプライドを捨てて被害者とその哀しみ苦しみを共有することが、いじめ解消において最も重要な被害者を苦しみから解放するという目標を達成するための近道ではないだろうか。

注

- 1 小寺やす子著『いじめ撃退マニュアル』（1994）情報センター出版局がその典型といえる、学校の隠蔽体質を糾弾することによっていじめ対策とする内容が記されている。
- 2 旧文部省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（1986）
- 3 旧文部省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（1994）
- 4 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（2006）
- 5 国立教育政策研究所 生徒指導研究センター「生徒指導上の諸問題の推移とこれからの生活指導～データで見る生徒指導の課題と展望～」『生徒指導資料第1集』（2009）p.56
- 6 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（2013）
- 7 文部科学省「いじめの認知件数について」『いじめの現状について』（2021）p.1
- 8 文部科学省「いじめの重大事態について」『いじめの現状について』（2021）p.8
- 9 岸田 雪子著『いじめで死なせない・子どもの命を救う大人の気づきと言葉』（2018）新潮社p.184
- 10 岸田前掲書p.183
- 11 岸田前掲書p.32

- 
- <sup>12</sup> 中山 万里子「いじめ経験およびいじめ対策への意識に関する調査」  
『白鷗大学教育学部論集』（2013）7- 1 pp.153-155の調査結果による
- <sup>13</sup> 倉成 央著『いじめで受ける心の傷とその対処法～その時大人はどうするか？～』（2009）チーム医療p.67
- <sup>14</sup> 中山前掲書p.154
- <sup>15</sup> 岸田前掲書p.59
- <sup>16</sup> 福岡県「いじめ早期発見チェックリスト教師用・家庭用」（2008）
- <sup>17</sup> 筆者が開発作成し、これまで赴任した学校で使用して成果を上げたもの
- <sup>18</sup> 文部科学省「学校教育法施行令第8条に基づく就学に関する事務の適正化等について」通知（2007）
- <sup>19</sup> 近藤 卓著『いじめからいのちを守る～にげろ、いきるため～』（2018）金子書房p36

## **Cooperation between schools and parents to protect children from bullying ～ Practical Considerations to Nestle to the Feelings of Victims ～**

Eiichi MIZUKAMI

Department of Childhood Care and Education, Kyushu Woman's Junior College  
1-1 Jiyugaoka, Yahatanishi-ku, Kitakyushu-shi, 807-8586, Japan

### Abstract

The definition of bullying has changed in the past whenever there have been major bullying incidents. The latest definition states that if the victim perceives that they are being bullied, they will recognize it as bullying. By combining this definition with the law that a change of school is possible if the cause is bullying, it is possible to protect the victim by transferring. Transferring schools is the most effective way to save victims. It is also effective to use a bullying detection form to detect bullying promptly, and for schools and parents to use a contact form to grasp the actual situation of children. The most important thing is not to try to solve the problem at school alone, but to always cooperate with parents. This is what I mean by being close to the hearts of victims.

**Key words:** definition of bullying , close to the hearts of victims , protect children from bullying